

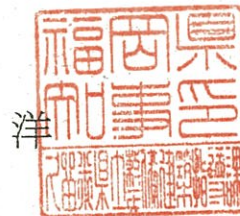
(久留米県土整備事務所経由)

25久整第3号-17
平成25年 6月 7日

和泉プロパン住宅設備 (有)

和泉 信吉 殿

福岡県知事 小 川



一般 建設業の許可について (通知)

平成25年 5月 17日付けで申請のあった一般建設業については、
建設業法第3条第1項の規定により、下記のとおり許可したので、
通知する。

記

許 可 番 号	福岡県知事 許可(般-25) 第 94792 号
許可の有効期間	平成25年 6月 9日から平成30年 6月 8日まで
建設業の種類	土木工事業 水道施設工事業
	管工事業

注) 許可の更新申請を行う場合の書類提出期限 ; 平成30年 5月 9日
(この日が行政庁の休日に該当する場合は、直前の開庁日)